

マイナ保険証・オンライン資格確認のメリット詳細

1. データに基づくより良い医療が受けられます

マイナ保険証を利用し受診した場合には、医療機関がオンラインで受診者の診療／薬剤・特定健診等情報を閲覧できます。

(受診者本人が過去の情報の利用に関し「同意する」を選択した場合に限ります。)

今までに受けた診療や使った薬の正確な情報、過去の特定健診等の結果を、医師・薬剤師等と共有できることで、より多くの情報に基づいたより良い医療を受けることができます。

例えば、他の医療機関や診療科で処方された薬剤(入院中の薬剤や院内処方の医療機関で投薬された薬剤も含む)や過去の特定健診結果がわかることで、受診者本人が口頭では説明しきれない事項も含めた、正確な情報に基づいた総合的な診断を受けられる、重複する投薬や避けるべき投薬(同時服用によりかえって害になる薬の組み合わせなど)を回避し適切な処方を受けられる、などのメリットがあります。

<ご留意事項>

今までに受けた診療や使った薬の情報(診療／薬剤情報)は、レセプト(診療報酬明細書)のデータをもとに作成されます。

このため、医療機関で情報閲覧が可能になるのは原則として診療を受けた月の翌月11日以降となります。(医療機関のレセプト提出日によっては診療月の翌月12日~13日以降閲覧可能となることがあります。また、医療機関から審査機関へのレセプト提出月が遅れた場合など、閲覧可能時期が遅れることもあります。)

直近で受けた治療、飲み始めたお薬等については、別途医師や薬剤師等にお伝えください。

また、自費診療やOTC医薬品など、健康保険適用外の治療や薬に関しては閲覧できませんので、ご自身で医療機関にお伝えください。

なお、電子処方せんに対応した医療機関同士であれば、薬の情報についてはリアルタイムでの共有が可能です(健康保険適用分に限ります)。

健康保険適用の治療等であっても、受けた検査や手術、治療の種類は閲覧できますが、検査結果や治療後の経過等は閲覧できません。

検査結果や治療を受けたあとの状態等についてはご自身で医療機関にお伝えいただくとともに、閲覧した情報をもとに医師や薬剤師から質問があった場合は状況等をきちんとお伝えください。

過去の特定健診等の結果(特定健診等情報)については、項目によっては医療機関で閲覧できないものもあります(視力・聴力・胸部レントゲン等)

健康診断で気になる点がある方は、健診結果の資料を持参の上、ご自身で医師や薬剤師にお伝えください。当健保組合の健康ポータルサイト「すこやかサポート plus」をご活用ください。

<もっとくわしく：健康保険診療とオンライン資格確認のしくみ>

マイナ保険証や資格確認書(2025年12月1日までは従来の被保険者証含む)を使用し医療機関で診療(調剤薬局での処方含む)を受けたとき、受診者(被保険者・被扶養者)は法令に定められた自己負担金額を負担し、残りの医療費は健保組合が負担します。

このため、医療機関は健保組合が負担する医療費を「レセプト(診療報酬明細書)」で審査支払機関を通じて請求しています。

レセプトには健康保険診療の内容が記載されており、審査支払機関が受領したレセプトのデータは「オンライン資格確認等システム」に登録されます。このデータを用いて、オンライン資格確認に対応した医療機関であればどこでも、受診者の同意を得た上で、診療/薬剤情報を閲覧できるようになっています。

(特定健診等情報は、健保組合からデータ提供を行っています。)